

学校法人関西大学寄附行為

認可 昭和26年3月1日

改正 昭和39年4月1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人関西大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府吹田市山手町3丁目3番35号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき学校を設置して教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校等を設置する。

(1) 関西大学 大学院

法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、総合情報学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科、法務研究科（法科大学院）、会計研究科（専門職大学院）

法学部

法学政治学科

文学部

総合人文学科

経済学部

経済学科

商学部

商学科

社会学部

社会学科

政策創造学部

- 政策学科、国際アジア法政策学科
外国語学部
　　外国語学科
人間健康学部
　　人間健康学科
総合情報学部
　　総合情報学科
社会安全学部
　　安全マネジメント学科
システム理工学部
　　数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科
環境都市工学部
　　建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科
化学生命工学部
　　化学・物質工学科、生命・生物工学科
経済・政治研究所
東西学術研究所
先端科学技術推進機構
法学研究所
- (2) 関西大学第一高等学校全日制課程普通科
(3) 関西大学北陽高等学校全日制課程普通科
(4) 関西大学高等部全日制課程普通科
(5) 関西大学第一中学校
(6) 関西大学北陽中学校
(7) 関西大学中等部
(8) 関西大学初等部
(9) 関西大学幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 36名
(2) 監事 4名
(理事の選任)

第6条 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 学長
 - (2) 副学長のうちから 1 名
 - (3) 学部長、大学院法務研究科長及び会計研究科長のうちから 10 名
 - (4) 校長及び園長のうちから 1 名
 - (5) 事務職員である本部長及び局室長のうちから 5 名
 - (6) 第 25 条第 1 項第 2 号に規定する評議員のうちから 10 名
 - (7) 学識経験者のうちから 8 名
- 2 前項第 2 号から第 7 号までに規定する理事の選任方法については、別に定める学校法人
関西大学理事選任規則による。
- 3 第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する理事は、当該の職又は評議員の地位を退いたと
きは、理事の職を失うものとする。
- (理事長)

第 7 条 前条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する理事のうち 1 名を理事長とする。

- 2 理事長は、理事会の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
(専務理事)

第 8 条 理事のうち 1 名を専務理事とすることができる。

- 2 専務理事は、理事長が推薦し、理事会の議決により選任する。専務理事の職を解任する
ときは、理事会の議決によるものとする。
(常務理事)

第 9 条 理事のうち 4 名以内を常務理事とすることができる。

- 2 常務理事は、理事長が推薦し、理事会の議決により選任する。常務理事の職を解任する
ときは、理事会の議決によるものとする。
(常任理事)

第 10 条 理事のうち 5 名以内を常任理事とすることができる。

- 2 常任理事は、理事長が推薦し、理事会の議決により選任する。常任理事の職を解任する
ときは、理事会の議決によるものとする。
(監事の選任)

第 11 条 監事は、この法人の理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親
族以外の者であって、別に定めるところにより選考し、評議員会の同意を得て、理事長が
選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止するこ
とができる者を選任するものとする。
- 3 監事の互選によって常任監事 1 名を置くことができる。
(理事長の職務)

第 12 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事の職務)

第13条 専務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行する。

2 前項に規定する職務分掌、その権限等に関する事項は、別に定める。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、その担任事務を処理する。

2 前項に規定する職務分掌、その権限等に関する事項は、別に定める。

(常任理事の職務)

第15条 常任理事は、第24条第1項に規定する常任理事会の構成員となり、その意思決定に参画する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるときは専務理事が、専務理事を置かないときはあらかじめ理事会の同意を得て理事長の指名する理事が、その職務を代理する。理事長が欠けたときは理事の互選により、理事長の職務を行う者1名を定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があると認めたときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会又は評議員会の開催日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめるこ

とを請求することができる。

(役員の任期)

第19条 役員（第6条第1項第1号から第5号までに規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠又は他の役員の任期中に選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、専務理事又は常務理事にあっては、それらの職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) この法人の役員としてふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞 任

(3) 死 亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(責任の免除)

第21条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の議決により免除することができる。

(責任限定契約)

第21条の3 理事（理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上で

あらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

(理事会)

第22条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示し、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第18条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 12 前項の場合においては、理事長は議決に加わることができない。
- 13 理事は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に特別の利害関係のある事件については、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び議長が指名した出席理事3名が記名押印して、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第24条 この法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常任理事会を置く。

2 常任理事会に関する事項は、別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次に掲げる者とする。

- (1) 職員のうちから25名
- (2) 校友で年齢25年以上の者のうちから50名
- (3) 学識経験者のうちから20名

2 前項に規定する評議員は、別に定める学校法人関西大学評議員選考委員会において選任する。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の補充)

第27条 評議員のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(評議員会)

第28条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、95名の評議員をもって組織する。
3 評議員会に、議長及び副議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。

(会議)

第29条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会とする。
3 定例評議員会は、毎年3月、5月及び10月に招集する。
4 臨時評議員会は、理事長が必要と認めた場合、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合又は第18条第1項第6号の規定により評議員会の招集を請求された場合に、これを招集する。

- 5 前項の招集は、その請求のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができるない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議決事項)

第30条 理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の議決を得なければならぬ。

- (1) 解 散
- (2) 合 併

(承認事項)

第31条 理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の承認を得なければならぬ。

- (1) 監事の選任
- (2) 寄附行為の変更に関する重要な事項

(諮問事項)

第32条 理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならぬ。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
- (4) 重要な資産（土地、建物（附属設備を除く。）及び積立金をいう。以下同じ。）の処分
- (5) 役員に対する報酬等（報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附行為の変更（前条第2号に規定する事項を除く。）
- (8) 寄附行為附属規則の変更
- (9) 寄付金品の募集に関する事項

- (10) 残余財産の帰属者
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの
(報告事項)

第33条 理事長は、次に掲げる事項について、評議員会に報告するものとする。

- (1) 理事長、専務理事、常務理事及び常任理事の選任及び解任
- (2) 決算及び事業の実績
- (3) その他この法人の業務に関する事項で、理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第34条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(委員会)

第35条 評議員会は、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、付託された特定の事項を審議する。
 - 3 委員会に関する規定は、別に定める。
- (議事録)

第36条 評議員会の議事録は、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事」とあるのは、「出席評議員」と読み替えるものとする。
(評議員の解任及び退任)

第37条 評議員（第6条第1項第6号に規定する理事の地位にある者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 職員

(職員の任免)

第38条 職員の任免は、別に定めるところにより、理事会がこれを行う。

(職務権限)

第39条 職員の職務権限は、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産)

第40条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金であって、基本財産の部に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産であって、運用財産の部に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(重要な資産の処分等の制限)

第42条 重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管及び運用)

第43条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

- 2 教育振興植田基金の運用は、別に定める。

(経費の支弁)

第44条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、学生生徒等納付金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第45条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、決定する。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則として5年間の計画とし、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、決定する。理事長は、毎年度、個別計画ごとに進捗管理を行い、必要と認める場合は、翌年度以降の計画の見直しを行い、理事会の議決を得て、決定する。

(決算及び実績の報告)

第46条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 この法人は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第47条の 2 この法人は、次に掲げる区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第47条の 3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第48条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第50条 予算をもって定めるものほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 評議員会の議決及び理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、評議員会の議決及び理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、あらかじめ評議員会の意見を聴き、解散のときにおける理事会の議決により選定したものに帰属する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の議決及び理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第54条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。

2 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）に定める寄附行為変更に係る届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。

第9章 相談役及び顧問

(相談役)

第55条 この法人に相談役を置くことができる。

2 相談役は、この法人の運営及び業務執行について、特別な経験と識見を有する者のうちから、理事会の議決により理事長が委嘱する。

3 相談役は、この法人の業務について、理事会等の諮問に答え、その会議に出席して意見

を述べることができる。

- 4 相談役の任期は、4年以内とし、当該相談役を委嘱した理事長の任期満了又は退任とともに終了する。ただし、再任を妨げない。
- 5 その他相談役に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問)

第56条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に対し功労顕著な者又は学識経験者のうちから、理事会の議決により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事会の諮問に答え、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、4年以内とし、当該顧問を委嘱した理事長の任期満了又は退任とともに終了する。ただし、再任を妨げない。
- 5 その他顧問に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 校友

(校友)

第57条 この法人又はその前身である法人等の設置した学校（義務教育以下の学校を除く。）を卒業した者（大学予科修了者を含む。）は、これを校友とする。

- 2 前項の学校にかつて在学した者、職員であった者等で、この法人に対して功労のある者は、理事会において、これを推薦校友とすることができる。

第11章 補則

(書類帳簿の備付け)

第58条 この法人は、第47条第2項の書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第60条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この改正寄附行為は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この改正寄附行為施行の際、現に在任する役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの寄附行為により選任されたものとみなす。
- 3 この改正寄附行為施行の際、現に学部長の職に在る者の評議員就任は、新たに選任される他の評議員の就任の時とする。

附 則

この改正寄附行為は、昭和40年12月21日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和41年6月16日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和42年1月23日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和43年6月22日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和49年2月27日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和51年4月8日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和53年2月10日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和56年4月20日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年12月22日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成2年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。
(関西大学の工学部機械工学第二学科及び金属工学科の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の工学部機械工学第二学科及び金属工学科は、改正後の寄附行為第4条第1項

第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成4年8月11日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

平成5年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年4月20日）から施行する。

（改正寄附行為施行により、新たに新20条第1項第3号の評議員となった者の任期）

- 2 この改正寄附行為の施行の際、新たに新20条第1項第3号の評議員となった者の任期は、第21条第1項本文の規定にかかわらず、改正前の寄附行為第20条第1項第3号の規定により選任された評議員の任期満了の日（平成8年9月30日）までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 平成9年12月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

（関西大学の文学部国文学科、英文学科、フランス文学科、ドイツ文学科及び中国文学科の存続に関する経過措置）

- 2 関西大学の文学部国文学科、英文学科、フランス文学科、ドイツ文学科及び中国文学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科の4年次に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年5月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年6月30日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成13年12月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

（関西大学の工学部管理工学科の存続に関する経過措置）

- 2 関西大学の工学部管理工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成15年2月10日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
(関西大学の法学部第1部、文学部第1部、経済学部第1部、商学部第1部及び社会学部第1部並びに工学部材料工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の法学部第1部、文学部第1部、経済学部第1部、商学部第1部及び社会学部第1部並びに工学部材料工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学部又は学科に在学する者が当該学部又は学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年6月3日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
(関西大学の文学部及び文学部（第2部）哲学科、国語国文学科、英語英文学科、史学・地理学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、中国語中国文学科及び教育学科の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の文学部及び文学部（第2部）の哲学科、国語国文学科、英語英文学科、史学・地理学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、中国語中国文学科及び教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科の4年次に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
(関西大学の工学部電気工学科の存続に関する経過措置)
- 3 関西大学の工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年6月11日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(関西大学の工学部電子工学科の存続に関する経過措置)

- 2 関西大学の工学部電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年6月22日）から施行する。

附 則

平成17年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年5月26日）から施行する。

附 則

平成19年1月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

平成20年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成20年2月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

平成20年11月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(関西大学の大学院工学研究科の存続に関する経過措置)

- 2 関西大学の大学院工学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年5月15日）から施行する。

附 則

平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成21年12月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年5月24日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成22年10月28日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成25年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成26年10月30日から施行する。

附 則

平成28年2月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

平成28年8月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2018年8月21日）から施行する。

附 則

2020年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。